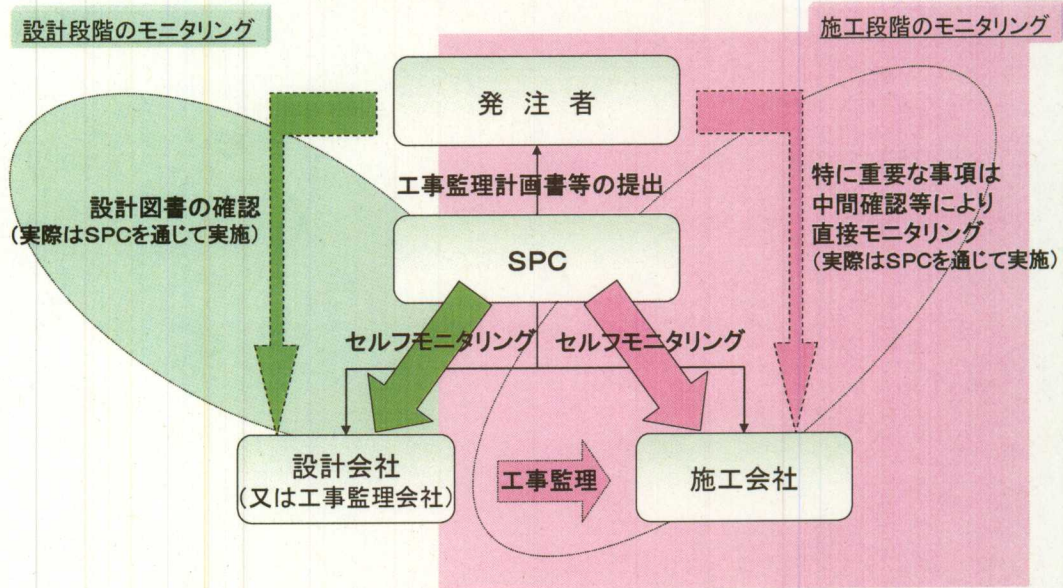


ー4 発注者によるセルフモニタリング参照)。また、事業の性質に応じて、中間確認等の検査を行うことも考えられる(4-5 中間確認)。

- ④完工検査：発注者は、民間事業者による完工検査の後、施設が要求水準等を満たしていることを確認するための検査を実施する(4-6 完工検査)。

図表：建設モニタリングの全体像



3. 留意点

- ・ 上述した仕組みを機能させるにあたり、発注者、民間事業者、建設会社等の関係者が一同に介する場を設置することも考えられる。
- ・ 建設段階、運営段階を問わず、モニタリングに必要となる費用の負担者については、明確に規定しておく必要がある。
- ・ 専門的な知識を有する第三者を活用することも考慮すべきである。

【建設モニタリングに関する実務上のポイント】

建設モニタリングについても、選定事業者によるセルフモニタリングの明確化や、重要な点について管理者等が直接関与することで、質を確保することが必要である。